原子力損害賠償制度についての検討事項（案）

１．検討の範囲

原子力損害賠償制度については、昭和３６年の法制定以来、諸情勢の変化等に対応するという観点から、概ね１０年毎に、原子力委員会において所要の検討を行い、これに基づいて法改正を行ってきている。昭和４６年には、賠償措置額の引き上げに加え、原子力船に係る原子力損害賠償制度の整備等の法改正を、また昭和５４年には賠償措置額の引き上げに加え、原子力事業者の従業員の損害を本制度の対象とする等の法改正を、平成元年には賠償措置額の引き上げ等の法改正を、それぞれ委員会での検討を基に行ってきている。

本専門部会においても、平成元年の法改正以来約９年が経過した現在、この間の内外の諸情勢の変化に鑑み検討が必要と認められる事項について検討を行うこととする。

２．具体的検討事項

（１）賠償措置額の改定

前回法改正（平成元年）における「賠償措置額については、今後一層の引き上げに努めること。」との国会附帯決議の趣旨に鑑み、前回法改正以降の民間保険分野における引受能力の動向等社会経済情勢の変化及び諸外国等における賠償措置額の動向等を踏まえ、現在３００億円の賠償措置額をどの程度引き上げることが必要か。

また、核燃料物質等の輸送、廃棄等については、政令により定額（６０億円、１０億円）の賠償措置額が定められているが、これについてもどの程度引き上げることが必要か。

（２）法第２０条の適用期限の延長

法第２０条によれば、政府補償契約（法第１０条）及び国の援助（法第１６条）の規定は、平成１１年１２月３１日までに開始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用されることとなっているが、原子力開発利用の進展の状況等を踏まえつつ、この適用期限の延長を行う必要はないか。

（３）その他

現在、我が国はウィーン条約をはじめとする原子力損害賠償に係る国際条約には加盟していないところであるが、我が国が条約に加盟するか否かを別としても、ある程度国内法を国際条約に盛り込まれた概念との整合性をとる必要があるのではないか。このような観点から考えたとき、国際条約と国内法との間の主たる相違として、以下のような点を整理し、どのように対応していくか考慮する必要があるのではないか。

①原子力損害の概念について
②免責事由について
③除斥期間について
④その他